

役員及び評議員に対する報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人梅檀学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第58条の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）、退職手当及び旅費の支給に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義等は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 監事のうち、寄附行為第29条により選定された者を、常勤監事という。
- (3) 報酬等には、この法人の教職員の給与規程に基づく給与及び教職員退職金支給に基づく退職金を含まない。

(報酬等の支給及び計算等)

第3条 役員及び評議員には、報酬を別表1から別表3までのとおり支給する。

- 2 役員及び評議員に対する賞与は、支給しない。
- 3 支給基準日は毎月1日とし、基準日に就任している役員及び評議員に対して、当該月分の報酬を支給する。
- 4 月の中途において役員又は評議員が就任又は退任した場合であっても、当該月分の報酬は、前項の支給基準日に在任しているか否かにより判断し、日割計算は行わない。
- 5 報酬は本人の指定する本人名義の金融機関の口座への振込みにより支給する。
- 6 この法人の常勤の教職員である理事のうち、別表1の「その他の理事」に該当する者及びこの法人の常勤の教職員である評議員には、役員又は評議員としての報酬を支給しない。
- 7 役員及び評議員としての退職手当は、支給しない。

(旅費)

第4条 役員及び評議員が、理事会又は評議員会に出席し、その他その職務に基づく学園の用務のために来学する場合は、この法人の旅費規程により旅費を支給する。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、あらかじめ評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の決議により行う。

附則

1 この規程は、令和8年9月7日から施行する。

別表

別表 1 理事の報酬

役職名	報酬
理事長	月額 300,000 円
代表業務執行理事	月額 150,000 円
業務執行理事	月額 100,000 円
その他の理事	月額 30,000 円

別表 2 監事の報酬

役職名	報酬
常勤監事	月額 300,000 円
監事（寄附行為第 22 条第 1 項第 2 号）	月額 200,000 円
監事（寄附行為第 22 条第 1 項第 1 号）	月額 100,000 円

別表 3 評議員の報酬

役職名	報酬
評議員	月額 10,000 円